

案件. 1 阪南市立住民センター条例施行規則の改正案について

改正後（案）	改正前
<p>(使用の範囲)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる場合は、地区住民自治組織が総会、役員会その他の会議に使用する場合とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第3条第2項の規定による使用許可は、同条第1項の規定による使用に支障のない限りにおいて許可する。ただし、次に掲げる場合については、使用を許可しない。</p> <p>(1) 専ら営利を目的として使用するとき。</p> <p>(2) <u>危険物、爆発物を使用するとき。</u> <u>また、所定の場所以外で火気を使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>長期的かつ独占的に使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>特定の宗派、教派又は教団を支援するため使用するとき。</u></p> <p>(5) <u>その他市長が不相当と認めるとき。</u></p>	<p>(使用の範囲)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる場合は、地区住民自治組織が総会、役員会その他の会議に使用する場合とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第3条第2項の規定による使用許可は、同条第1項の規定による使用に支障のない限りにおいて許可する。ただし、次に掲げる場合については、使用を許可しない。</p> <p>(1) 専ら営利を目的として使用するとき。</p> <p>(2) <u>各種教室、講座等において授業料を徴収して使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>体育実技又はそれを伴う講習会等を行うとき。</u></p> <p>(4) <u>危険物、爆発物、火気等を使用するとき。</u></p> <p>(5) <u>長期的かつ独占的に使用するとき。</u></p> <p>(6) <u>特定の宗派、教派又は教団を支援するため使用するとき。</u></p> <p>(7) <u>その他市長が不相当と認めるとき。</u></p>

○阪南市立住民センター条例（抜粋）

(設置)

第1条 この市における住民福祉の向上と地域社会の振興に資するため、阪南市立住民センター(以下「住民センター」という。)を設置する。

第2条 略

(使用の範囲)

第3条 住民センターは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 地区住民集会その他地区住民の自治活動の場に使用する場合
- (2) 住民相談その他各種行政サービスに使用する場合
- (3) その他第1条の目的を達成するために使用する場合

2 前項に定める場合以外で住民センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第4条 前条第1項の規定により住民センターを使用する場合において、次のいずれかに該当するときは、使用させず、又は使用を停止することがある。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。